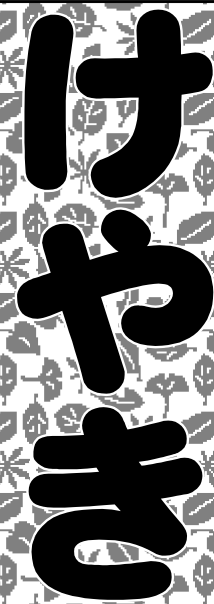


格差給等経過措置の復活 震災復興財源の時限的協力 日米合意



けやき 第154号
2013年11月26日発行
発行責任者
組織・情宣部

全駐留軍労働組合
神奈川地区本部
さがみ野支部

相模原市南区相武台2-20-14
046-251-0259

10月分まで固定保障100%で追給 11月分から80%支給で 新たな合意がなければ、それ以降も 80%のまま継続支給

米軍と防衛省との交渉が難航していた、旧格差給・語学手当の経過措置が復活し、同時に駐米版「震災復興財源協力の時限的給与削減（震災復興支援協力）」が日米間で合意された。

格差給等の経過措置は、10月分まで固定保障は全額の百パーセントで追給し、十一月分からは八〇パーセントの支給とした。

駐米版「震災復興支援協力」は、国家公務員の約半分の水準に圧縮させ、最初の徴収は十二月のボーナスから実施されることとなった。

格差給等の経過措置の継続については、組合が再三にわたって訴え続け、防衛省は昨年九月の概算要求に継続に係わる費用を予算案に盛り込ませたにもかかわらず、その後の予算折衝で財務省の査定に屈し、廃止を決め、三月末で支給を停止した。

組合は、無責任な態度の防衛省に對し度重なる団体交渉の結果、支給を止めた格差給・語学手当の固定保障を、四月から遡って全額追給することを条件に、格差給等の固定保障分と現給保障分を九年かけて十%ずつ段階的に減額し廃止する案が示され、それに応じた。

しかし、その組合との合意案を預かった防衛省は、約束の六月を過ぎても合意に至らず、内容を変えた十月末の提案にも進展がなく、この十一月の中旬によく組合との合意事項を変更した形で、結論に結びついた。

合意された経過措置の固定保障分の見直しについては、本年四月から

十月分までを百%追給する。なお、本年十一月からの固定保障は二〇一六年三月三十一日まで八〇%の額で継続して支給する。

退職手当の固定保障は本年十一月から九〇%、二〇一三年十一月からは八〇%で減額し、その後の更なる減額については十%ずつ減額していく。

なお、その後の取り扱いについては日本側の考え方は、二〇一五年十一月一日から、更に、固定保障について二年ごと二〇%ずつ、退職手当について一年ごと十%ずつ減額し、固

定保障は九年目（二〇一二年十一月）、退職手当は十年目（二〇一二年十一月）に廃止とし、引き続き米側と交渉するとしているが、今回の調印にあたって米軍は、変更の期限を限定せず、さらに合意なくして変更出来ずとした。

また、格差給等の現給保障については、（五年前の格差給・語学手当の経過措置導入前の給与が今下回っている給与の方）今後継続して、二〇一六年三月三十一日までに見直しをするとしている。

「震災復興支援協力」 国家公務員の半分に圧縮させて、12月分ボーナス分から徴収開始

昨年四月から国家公務員や独立行政法人に適用されている「臨時特例法（震災復興予算捻出のための平均七・八%の引き下げ）」は、国費から給与を得ている者は対象として、昨年の十月の団体交渉で提案された。率が大きいことから、この率を低く設定し、期間をできるだけ長期で調整するように交渉を進め、先の解決事項とともに調印された。

とくに現給保障だけの方や二〇〇八年四月以降に採用された方については減額されるのみで、基本給が高い方は、徴収が月例給の二十%近くに達することも想定される。

給与計算の事務で問題

この給与臨時特例による給与削減は、国家公務員の半分の減額率で、本年十一月一日から二〇一五年四月十八か月間実施される。（二面参照）

ここで大きな問題が生じたのは、今回の格差給等の追給と復興支援の協力金の徴収を含めた合意が急ぎよ調印となったために、給与計算システムの改修が必要となり、その給与支払いが、来年一月稼働（二月十二日支給）分からの実施することとなっ

ボーナスを蓄えて、四月の大型徴収に備え

組合は、組合員の負担を考えると容認できないとして、防衛省とLMOの給与担当者呼び協議を重ねた結果、当初は三月稼働分調整するとして年末手当分については、現行の給与計算システムを活用して特例減額の率を支給率に換算することによって回避できるとして、それに応じたい旨の回答があった。

詳細は次記の通り。

復興協力は十一月、十二月稼働分の月例給と来年の三月稼働分の月例給と合わせて（四月十日頃支給）三カ月分を調整。（二面に続く）

全駐労・愛のカンパ募金にご協力ください

昨年、さがみ野支部で61,147円の募金が集まり本部に送金。連合愛のカンパに70万円を支出しました。また、中央本部は先月の「伊豆大島での台風被害」に東京都を通じて50万円の義援金、さらに日本赤十字を通じて「フィリピン台風被害」に50万円のカンパを行いました。

1月10日（金）締め切りです



ろうきんのシステム移行に伴う休止のお知らせ

2013年12月		2014年1月					
30日 月	31日 火	1日 水	2日 木	3日 金	4日 土	5日 日	6日 月
（ろうきん）ATM・（ろうきん）カード ※一部ATMでは、休止期間・取扱期間が異なります。							
インターネットバンキング・Webお知らせサービス 休止期間 2013年12月31日(火)23:00～2014年1月5日(月)7:00							
ZATTS（電話振替サービス） 休止期間 2013年12月30日(月)21:00～2014年1月6日(月)8:00							
デビットカードサービス・Pay-easy口座振替受付サービス 休止期間 2013年12月30日(月)23:00～2014年1月5日(日)7:00							

駐留軍等労働者に係る給与臨時特例及び格差給等の廃止に伴う経過措置の見直しについて

1. 震災復興協力（給与臨時特例に準ずる時限的な給与減額）
 (1) 期間：2013年11月1日から2015年3月30日まで（18か月）
 (2) 減額対象となる給与等の内訳：
 基本給、地域手当、隔遠地手当、広域異動手当、時間外勤務給、祝日給及び夜勤給
 (3) 減額率：
【給与表1】【給与表5】
 1～4等級 2.385% 1～3等級 2.385%
 5～8等級 3.885% 4・5等級 3.885%
 9・10等級 4.885%
【給与表2】【給与表6】
 1～8等級 2.385% 1・2等級 2.385%
 9・10等級 3.885% 3・4等級 3.885%
【給与表3】
 1～5等級 2.385%
 6・7等級 3.885%

日雇従業員、時給制臨時従業員及びパートタイム高齢従業員は震災復興協力（給与臨時特例に準ずる時限的な給与減額）減額の対象外。

(4) 夏季及び年末手当からの減額： 全員一律 4.885%

2. 格差給及び語学手当の廃止に伴う経過措置、退職手当の改正に伴う経過措置

(1) 固定保障等
 ・2013年3月31日をもって支給が終了した固定保障等の経過措置は、同年4月1日付で復活させ、同日から同年10月31日までの間は、その100%を追給する。
 ・2013年11月1日から2015年3月31日まで、固定保障の経過措置については20%、退職手当は本年11月1日から10%（2014年11月1日から2015年3月31日まで20%）減額し、その後の更なる減額については、引き続き協議を継続する。

防衛省案としては2013年11月1日から固定保障の経過措置について、2年ごと20%ずつ、退職手当の経過措置については1年ごと10%ずつ減額し、固定保障は9年目（2021年11月1日）、退職手当は10年目（2022年11月）に完全廃止する考えで米側と交渉を継続する。よって新たな合意がなければ、2015.3.31以降も80%のまま継続支給となる。

(2) 現給保障
 現給保障については、2016年3月31日までに見直し

3. 退職手当の支給水準引下げ

(1) 2013年1月1日よりすでに実施されている国家公務員の退職一時金引き下げに準じた支給水準の引き下げを2013年11月1日から開始する

現行調整率	104/100 (100/100)
2013.11.1 ~ 2014.7.31	101/100 (100/100)
2014.8.1 ~ 2015.4.31	98/100
2015.5.1 ~	96/100

(2) 現行調整率「104/100」は、20年以上勤務で定年等により退職した場合。それ以外は「100/100」

(一面から続く)
 復興協力は二月稼働分（二月十二日支給）からは正規に徴収。復興協力は十二月のボーナスは約四・九％で徴収。
 格差給等の固定保障分で、四月～十月までの百％、および十一月、十二月分の八〇％の追給は、来年四月支払いの給与で支給。
 一月分からの格差給等の固定保障分は、正常に八〇％で支給。
 基本給が高い方では、合計の減額が五万円を超えることも予想される。したがって、四月支払いの給与で二か月の復興協力が徴収されるので、この十二月のボーナスで生活防衛のために蓄えることを勧めるとともに、組合員には支部の貸付金制度をはじめ、ろくぎんの融資相談への対応も検討している。

退職手当も経過措置復活
 駐労の退職手当については、民間と比較した国家公務員に対し、組合の主張により低い調整率で計算することになった。
 率の引き下げについては、国公に準じて三回にわたる段階的な引き下げとなる。（左囲み参照）
 とくに退職の近い組合員の方には重要となる事項であり、退職手当の計算においては、人それぞれが異なる勤務年数やグレードのために、計算が非常に複雑となる。
 組合は、この複雑となる新しい退職手当の計算式をLMOのホームページに掲載して、試算できるように要
 求し、LMOは現在、システムの改修を行っている。

来年度だけの特例措置
 傷病休暇80%出勤要件で最大48日の有給休暇付与

支部定期大会でも質問があった、年次有給休暇の翌年繰越制度と合わせて導入されることになった「80%出勤要件」の適用日は「二〇一四年一月一日時点」で、二〇一三年一月一日から「長期の業務外傷病休暇」の適用は「二〇一四年一月一日」に引き上げられることになった。
急ぎよ、合意内容が白紙撤回
詳細が分かり次第お知らせします

支日とは限らない方の全労働日は変わる可能性もあるので、個々の勤務条件等で計算する必要がある。
 つまり「五十日前後の業務外傷病休暇」の使用がボーダーラインとなる。

全労済2013秋キャンペーン まずは組合に!

ご相談・お見積もりでプレゼント!!

さらに、新規ご加入でプレゼント!!

片岡製菓 芍薬花小鉢 2個組
 片岡製菓 泡盛ビール&焼酎カップ

秋キャンペーン期間中はご相談・お見積もり、新規ご加入でプレゼント!!

こくみん共済 火災共済 + 自然災害共済 マイカー共済

駐 健保ウォーキング&ハイキング

12月21日(土)
江ノ島ライトアップウォーキング
 集合場所：小田急線片瀬江ノ島駅改札
 出発時間：15:00

1月18日(土)
原町田七福神ウォーキング
 集合場所：JR町田駅中央改札
 出発時間：9:30

お知らせ

11月28日(木) 12月25日(水)、27日(金)の軍の休日は、組合事務所を開けていますので、労務や労金、労済等の相談がゆっくりと出来ますのでご利用ください。
 なお、12月23日(月)の日本の祭日は、休局しております。